

はじめに

三重県議会基本条例の第13条第1項は「議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。」と規定している。この規定により、県議会として、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため」に調査会の設置を議決し、平成23年6月28日に、本調査会が設置された。都道府県議会としては全国初の試みである。

本調査会は、議会活動及び議員活動を支える議員報酬及び政務調査費のあり方に関すること、その他議員報酬及び政務調査費の問題点や課題に関することについて、三重県議会議長の諮問に基づき調査し、報告を行うものとしてされている。

議長から委嘱を受けた委員は次の5名である。

青山彰久	読売新聞東京本社編集委員
大森 彌	東京大学名誉教授
岡本直之	三重県経営者協会会長
金森 美智子	日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長
廣瀬克哉	法政大学法学部教授

(氏名は50音順、座長・大森 彌)

本調査会の第1回会議において、山本教和議長から次のような挨拶があった。

「三重県議会議員の報酬は、平成8年1月に現行額になって以来、特別職報酬等審議会が平成14年、17年、18年に開催され、いずれも据え置きが適当であるとの答申がなされています。また、三重県議会では、平成21年3月に議会改革諮問会議を設置しましたが、中間報告及び最終報告の中で、議員報酬や政務調査費についても、県民が十分納得できる説明が必要であるということや、また議員活動が支障なく行えるよう一定の水準が確保される必要があることなど提言をいただきました。

このような中で、三重県議会では、議会活動や議員活動を支える議員報酬や政務調査費のあり方について県民の皆さんに十分な説明ができるよう、本年6月28日の本会議において、三重県議会基本条例第13条の規定に基づく本調査会の設置を全会一致で議決しました。

皆様方には、客観的、専門的なお立場からご調査いただき、議員報酬や政務調査費の適正な水準とその根拠などについて、お示し願いたいと存じます。調査会からの報告をいただいた後は、全員協議会を開催させていただいて、内容を全議員で共有し、議員間での討議を経て、議会としての意思決定を行いたいと思います。」

本調査会は、この要請に応えるべく、まず議員報酬の在り方についての調査・検討を進め、平成24年1月30日に中間報告として、「三重県議会議員の活動と報酬のあり方～県民の期待・信頼に応える公選職を目指して～」を提出した。

これに引き続き、政務調査費の在り方について調査、検討を行い、このたびその結果をとりまとめた。

本報告書は、この2つを合せた最終報告である。

議員報酬と政務調査費とは、議員の活動を支えるという点で密接な関係があり、両者の「在り方」を検討・審議するに当たり、アンケート調査やヒアリングの実施を依頼したところ、議員各位の協力により、議員の活動実態や考え方など貴重な情報を得ることができた。ここに改めて感謝するとともに、今後は、報告を受け取った三重県議会として、アンケート調査やヒアリングの内容を生かし、政務調査費に関する改善の取組と合わせ、議員報酬の算定額についてもさらなる検証を行うことを強く望みたい。

今回の報告は、これまでの三重県議会の改革の志向とその実績を踏まえたものであり、今後も、全国に先駆ける新たな改革に取り組み、地方自治における議会・議員の存在理由を、三重議会から県民と全国に力強く発信して欲しい。